

私たちのくらしと選挙



せんきよ 選挙ってなんだろう？

わたしのくらしに深く関係するさまざまなことを地方自治体や国で決めています。その地方自治体や国で直接政治を担当する代表者を選ぶしくみを「選挙」といいます。

わたしが生活のなかで思っていることや願っていることをきちんと聞いてくれて、代わりに実現してくれる人を選ぶ「選挙」は、みんながよりよい生活を送るためにとても大切です。

がっこうを例に考えてみよう ～今年の学校目標を決めます～

お花をたくさん咲かせよう

給食を残さず食べよう

宿題を早く終わらせよう

図書館の本を増やそう

「おたのしみ」の時間を増やそう

「生徒会役員選挙」で自分の思いと同じ代表者を選びます。その代表者が集まってみんなの代わりに話し合いをします。

話し合いの結果「あいさつをきちんとしよう」に決定！



せんきよけん 「選挙権」と ひせんきよけん 「被選挙権」

「選挙権」とは、選挙に参加できる権利、私たちの代わりとして政治を行う代表者を選ぶことができる権利です。満18歳以上のすべての日本国民がもっています。



※地方選挙（千葉県や松戸市の選挙）では、その地域に3か月以上住んでいる必要があります。

「被選挙権」とは、候補者となって選挙される権利です。選挙の種類によって異なります。

さんぎいんぎいん ちばけん ちじ ひせんきよけん 参議院議員・千葉県知事の被選挙権	まん さいいじょう にほんこくみん 満30歳以上の日本国民
しゅうぎいんぎいん まつどしちょう ひせんきよけん 衆議院議員・松戸市長の被選挙権	まん さいいじょう にほんこくみん 満25歳以上の日本国民
ちばけんぎかいぎいん まつどしぎかいぎいん ひせんきよけん 千葉県議会議員・松戸市議会議員の被選挙権	まん さいいじょう にほんこくみん せんきよ 満25歳以上の日本国民でその選挙の選挙権をもっている人



せんきよ 選挙のながれ ~選挙はどうやって行うの?~

せんきよ 告示(公示)
選挙管理委員会などの機関が選挙の執行をお知らせします

りっこうほ 立候補の届出
代表者となってみんなのために働く気持ちのある人は、立候補の届出をします

せんきよろうどう 選挙運動
選挙に立候補した人は一定のルールの中で選挙運動をすることができます

とうひょうび 投票日
決められた期日・時間内に投票所へ行き投票します

かいひょう 開票
開票所に集められた投票箱をあけて、候補者ごとの得票数が計算されます

とうせん 当選の決定
各候補者の得票数が決まると、得票数の多い順に当選人が決定されます



とうひょう 投票の方法

せんきよ 選挙が近くなると、せんきよかんりいんかい 選挙管理委員会から「とうひょうじよせいりけん 投票所整理券(選挙のご案内)」が郵送されます。とうひょうじよせいりけん 投票所整理券をもって、とうひょうじよ 投票所へ行きましょう。



とうひょうじよない 投票所内の流れ

①「とうひょうじよせいりけん 投票所整理券」を出して、受付をします。このとき、せんきよにんめいぼ 選挙人名簿に登録のある(とうろく 選挙権のある)本人かどうかを確認します。

②投票用紙をもらいます。



③記載台でとうひょうじよせいりけん 投票用紙に選びたい候補者1人の名前を書きます。



④とうひょうばこ 投票箱へとうひょうじよせいりけん 投票用紙を入れます。

(せんきよ 選挙によってはせいとうとう 政党等のめいしょう 名称を書くこともあります。)

入口

名簿対照係

投票用紙交付係

投票管理者

投票立会人

出口



せんきよ 選挙は、とうひょうび 投票日当日にとうひょう 投票するのが原則です。しかし、仕事や旅行などの予定があってとうひょうび 投票日にとうひょう 投票できない人もいますね。その場合は、とうひょうび 投票日の前にとうひょう 投票を行う「きじつぜんとうひょう 期日前投票」などの制度が利用できます。

さいみまん 18歳未満の人も、せんきよにん 選挙人といっしょであればとうひょうじよ 投票所に入ることができます。せんきよ 選挙の際は、お父さんやお母さんといっしょにとうひょうじよ 投票所へ行き、せんきよ 選挙の雰囲気を感じてみましょう。